

予備勤務中の「ボタン付け」はOK!
でも「ワッペン付け」が何であかんのや?
・・・何でやねん????中嶋助役!!

東海労組合員が、予備勤務中（C予備）に先日貸与された制服に主任ワッペンを縫いつけようと当直助役に申し出たところ、何と当直の中嶋助役が、「予備勤務中では、制服のボタンの縫いつけは許可するが、主任ワッペンは許可しない」と言い、休憩時間に縫い付けるよう指示しました。

何を根拠にした発言なんでしょう？

他の乗務員は、この件以降も中嶋助役以外の当直助役からは、許可されて何ら問題なく主任ワッペンを縫い付けています。

そもそもボタンと主任ワッペンの縫いつけはどちらも服装の整正であり、この中嶋助役の発言は就業規則第20条「服装の整正」に反するものです。

この発言は、私達東海労が、闘争下にある中「主任レポートの白紙提出」を抗議として行っていることに対する報復・嫌がらせ行為であり、絶対に許すことはできません。

後日、分会役員が中嶋助役に「ボタンとワッペンの違う根拠は何ですか？」と問い正したところ、中嶋助役は「ここでは議論しない。ワッペンは自己の時間で縫い付けるのが当たり前だ」と自らの矛盾した発言に対して終始逃げの姿勢でした。

中嶋助役は本人に謝罪しろ！
私達東海労大二運分会は、あらゆる
闘争破壊を糾弾します！